

自転車にも「交通反則切符（青切符）」が適用されます！

自転車等に対する交通反則金通告制度が適用に（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）
※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則通知（青切符）が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰が科されない制度です。

開始日
令和8年
(2026年)

4月1日（水）から 年齢16歳以上が対象です

＜対象となる違反行為の主な例と反則金額＞

携帯電話の使用など



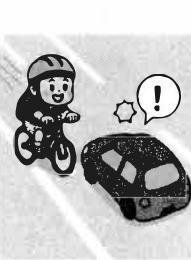
12,000円

イヤホンの使用



5,000円

車道の右側通行



6,000円

信号無視



6,000円

一時不停止
(とまれ無視)



5,000円

並び走行など



3,000円

無灯火
(ライト無点灯)



5,000円

二人乗り
(二人立ち乗り)



3,000円

遮断踏切立ち入り



7,000円

ブレーキ不備
(整備不良など)



5,000円

※取締りは、自転車事故が多い場所（自転車指導啓発重点地区・路線）や時間帯で重点的に実施されます。

警察官の指導や警告を受けた場合にはすみやかに従わなければなりません。

○警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な行為は、取り締まりの対象となります。

○走行中に携帯電話等を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為はこれまで通り「赤切符」を受け、刑事手続きとなります。



自転車の交通反則通告制度について詳しくは[こちら](#)
(静岡県警察 外部リンク)

